

令和2年8月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年8月20日（木）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員， 9 杉  
原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治会長職  
務代理人， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について  
報告第2号 農地法第5条許可取消報告について

8. 議 事  
局 長

ただいまより令和2年8月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。それでは，立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。本日は暑い中，お集まりいただき，ありがとうございます。新型コロナにつきましては，隣の三豊市での発生が確認されておりますので，十分注意をしていただきたいと思います。連日の猛暑が続いておりますが，天気予報では傘マークも出ているようですが，一雨欲しいところです。また，あとひと月位で稲刈りされる委員さんもいらっしゃると思いますが，体調に十分気をつけていただき農作業を頑張ってもらいたいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願いします。

会 長

皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、令和2年8月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

まず、本日の議事録署名人には、第1番の氏家委員さん、第2番の都築委員さんの両名、よろしくお願いします。

早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、6案件でございますが、番号6につきましては農業委員関連の案件でございますので、分割してご審議いただくこととしております。

番号1と番号2につきましては、自作地を相互に交換するものです。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転交換の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成5年に農地を相続したところですが、申請地が譲受人の所有農地に隣接し耕作に便利であるため、所有権移転を行うものがあります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転交換を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が7反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には桃を植栽けするとのことであります。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転交換の案件でございます。

本件の譲渡人は、本年に農地を取得したところですが、申請地が譲受人の稲田様宅から近く、耕作に便利であるため、所有権移転を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転交換を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が7反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

次に番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人様は、本年に農地を取得したところですが、申請地が譲受人宅に隣接しており、耕作に便利であるため、所有権移転を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が5反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

次に番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成5年に農地を相続したところですが、高齢による労力不足のため経営規模縮を考慮しておられました。一方、譲受人が申請地に隣接した農地を所有されており、経営規模の拡大を考えていたところでありました。譲受人は、共同での耕作を予定としており双方で売買の話がまとまったため、所有権移転の申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が〇〇様にあっては8反を超え、〇〇様にあっては5反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には桃を植栽することとあります。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は、平成14年に相続により本申請地を取得しておりますが、高齢となり農業廃止を考慮しておりました。一方譲受人は経営規模の拡大を考慮しておられましたところ、両者で話がまとまり、申請を行うものであります。

す。

本申請は【申請地読み上げ】についてについて、所有権移転売買を行うものであります。

本申請にあたり譲受人の総経営農地は8反を超え、下限面積要件を満たしており、所有農地も管理されておりますので特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付することとあります。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による番号1から番号5までの案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

番号2番号3について、3年3作の要件に抵触しないのか。

事 務 局

3年3作につきましては、転用申請についての許可要件であります。耕作目的の権利移転の許可要件には該当しておりません。

会 長

外にはご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、番号1から番号5につきましては、原案のとおり決定をいたします。

局 長

続きます番号6の案件につきましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、そ

の議事に参与することができない」と規定されていますので、立石会長の退席をお願いいたします。

番号6の議事進行につきましては、瀬川会長職務代理者をお願いいたします。

(立石会長 13時 40分 退室)

瀬川会長職務代理者

それでは、私の方が代わって議事を進行させていただきます。

事務局より説明をお願いします。

局 長

番号6ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人である渡邊様は労力不足により経営規模の縮小を考えておられました。一方、譲受人である立石様は申請地に隣接している農地を耕作されており、渡邊様から相談を受け話し合ったところ、売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の本市内での経営農地は1町4反を超え、経営農地はすべてきれいに耕作されているため、問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

瀬川会長職務代理者

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、番号6の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

瀬川会長職務代理者

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

瀬川会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち番号6につきましては、原案のとおり決定いたします。会長の入室を認めます。

(立石会長 13時 44分 入室)

局 長

それでは、引続き議事の進行につきましては、立石会長、よろしく願いします。

会 長

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、駐車場用地とするための申請で、無断転用の案件でございます。

本申請に至った理由ですが、申請地に隣接するクリニックが現在使用している駐車場に病院を建設することとなり、新たな駐車場が必要となっております。そのため、貸し駐車場として整備するため申請するものであります。

本申請は原【申請地読み上げ】を、駐車場18台分とすることを目的として転用申請するものであります。申請人である亀山氏は平成16年、相続により農地等を取得しておりますが、平成18年に農地法の許可を受けずに造成を行い駐車場として近くの店舗に貸しておりました。亀山様は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の

手続きを失念し無断で転用しておりますが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は863㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日、現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですので。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、2案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は、土木建築業・うどん店経営を主たる事業として運営している会社であります。従前より、不足を痛感していた倉庫を駐車場として使用していた場所に建築したために、新たな駐車場として申請地の東側を確保したところですが、未だに従業員駐車場が不足しているところです。申請地は駐車場に隣接した農地で利便性が良いため、本申請に至ったものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地等を併せ利用地として、駐車場用地とするため転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は7月30日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は現在申請地の北側に隣接した住宅で生活されておられますが、車庫が手狭になっているため、親である貸し人の農地を借り受け、敷地を拡張し駐車場としようとするものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地等を併せ利用地とし、駐車場として宅地拡張するものであります。申請人は、平成23年に農地法の許可を受けずに造成を行い駐車場として利用しておりました。宮崎様は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きを失念し無断で転用しておりますが、近隣の農地関係者の方との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、



本申請地は7月30日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。

以上、2案件、登記地目は田が3筆、転用面積は653㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については榑梨町、番号2については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、委員4名で現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の5ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約であります。

本通知に係る農地は残存小作地でありましたが、賃借人である林野様の労力不足ため解約するものです。

本件は、【申請地読み上げ】について残存小作の解消を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、〇〇様が耕作するとのことであります。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり受理することに決定いたします。

続きまして、報告第2号、農地法第5条の規定による許可の取消願に係る報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第2号、農地法第5条許可取消報告について、ご説明させていただきます。最終ページをご覧ください。

今回、取消願が出された案件ですが、【申請地読み上げ】につきましては、令和2年6月23日付けで香川県知事許可を受けたものでありますが、契約解除となり、農地法第5条第1項の規定による許可の取消願が令和2年8月3日に提出されましたので、本定例会にてご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありま

した，報告第2号，農地法第5条許可取消報告について，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，これを持ちまして本日の議案審議等については，全て終了いたしました。これで8月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時08分 終了